

2025 年 7 月

暗号資産交換業者へのお振込みについて

インターネットバンキングにおける不正送金事案や、還付金詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者への送金による被害が多発しています。

お客さま保護および不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者へのお振込みに際し、振込依頼人名が口座名義と異なる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

不正利用防止のため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

東京都職員信用組合

預金課 03-3349-1403